

整理番号	整 6-3	指定年月日・指定番号	令和6年12月24日 指定-26号	所在地	三重県伊勢市竹ヶ鼻町字潮満100番地の一部		
調製・訂正年月日	令和6年12月24日（調製）		令和7年1月23日（訂正）				
形質変更時要届出区域の概況	事業場			面積	100㎡		
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				—			
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				—			
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由				—			
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				—			
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨				—			
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称	
	令和6年9月27日	ふっ素及びその化合物		溶出量基準		一般財団法人 三重県環境保全事業団	
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法	
	令和7年1月8日 (令和7年2月1日)	令和7年2月17日	基準不適合土壤の掘削除去、 既存建物の基礎撤去、既存杭の撤去	株式会社フィールド・ パートナーズ	有・無	分別等処理(異物除去)、 埋立処理	
					有・無		

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

備考2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

○形質変更時要届出区域の所在地及び周辺の地図

三重県伊勢市竹ヶ鼻町字潮満 100 番地の一部

○土壤汚染状況調査において土壤その他の試料の採取を行った地点を明示した図面
別紙のとおり

○調査結果

・ふっ素及びその化合物

土壤溶出量基準超過：最大 1.7mg/L

C2-9

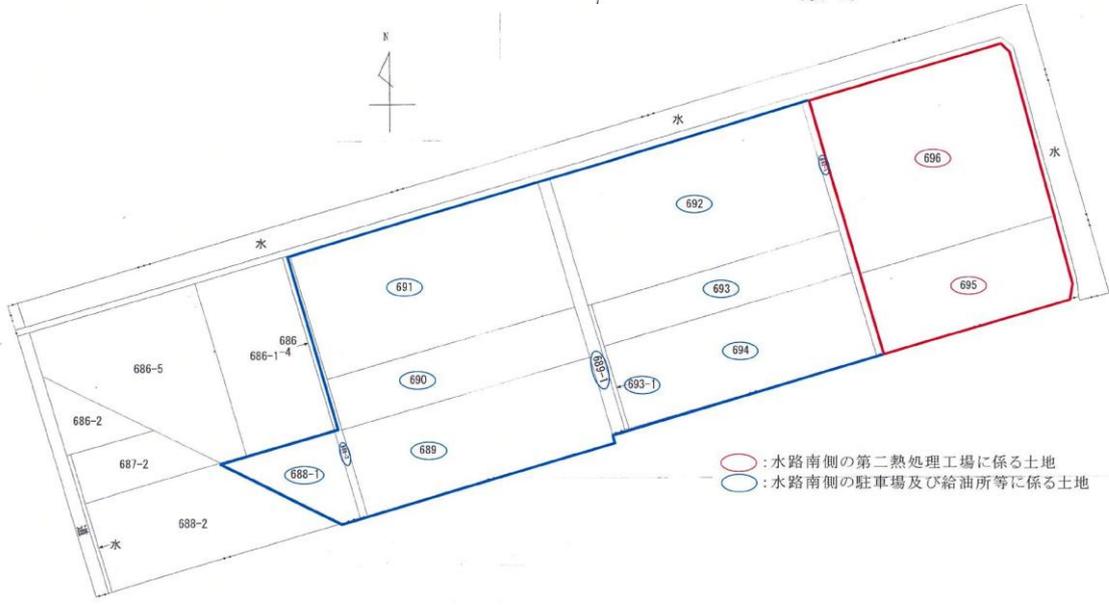
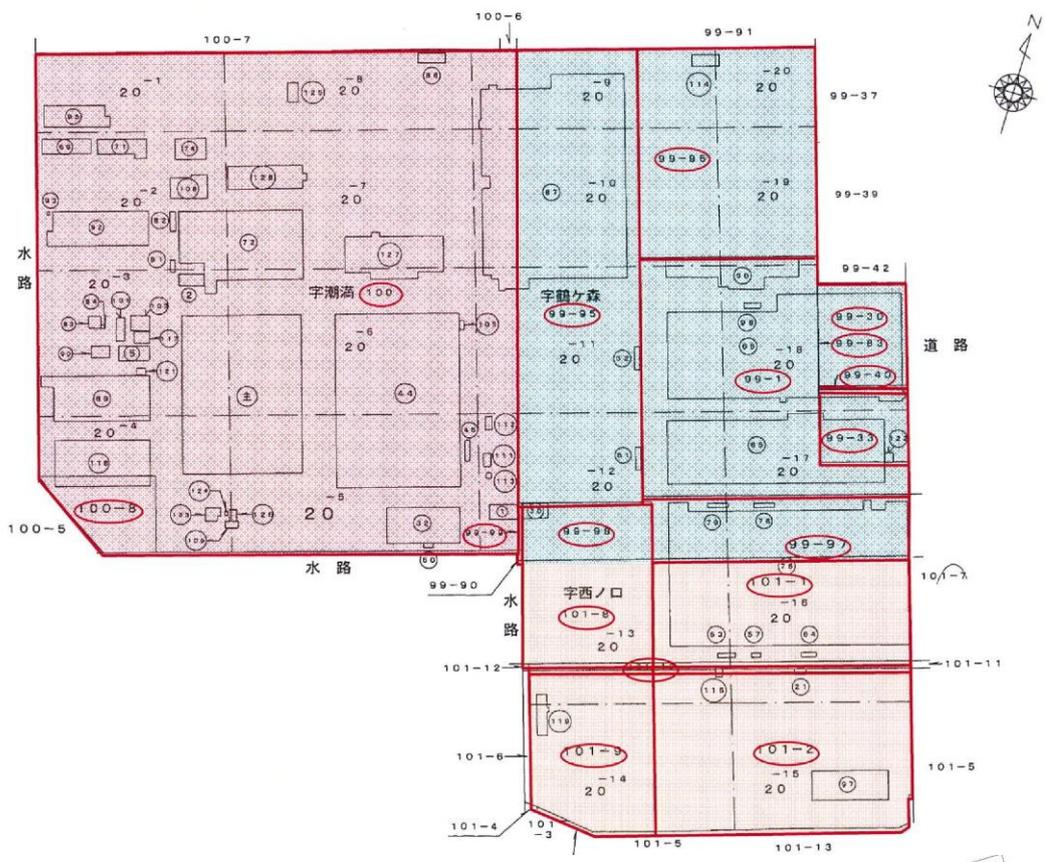
○土地の形質の変更に係る実施措置等

施行方法を明らかにした平面図等参照（令和 7 年 2 月 1 日着手分）



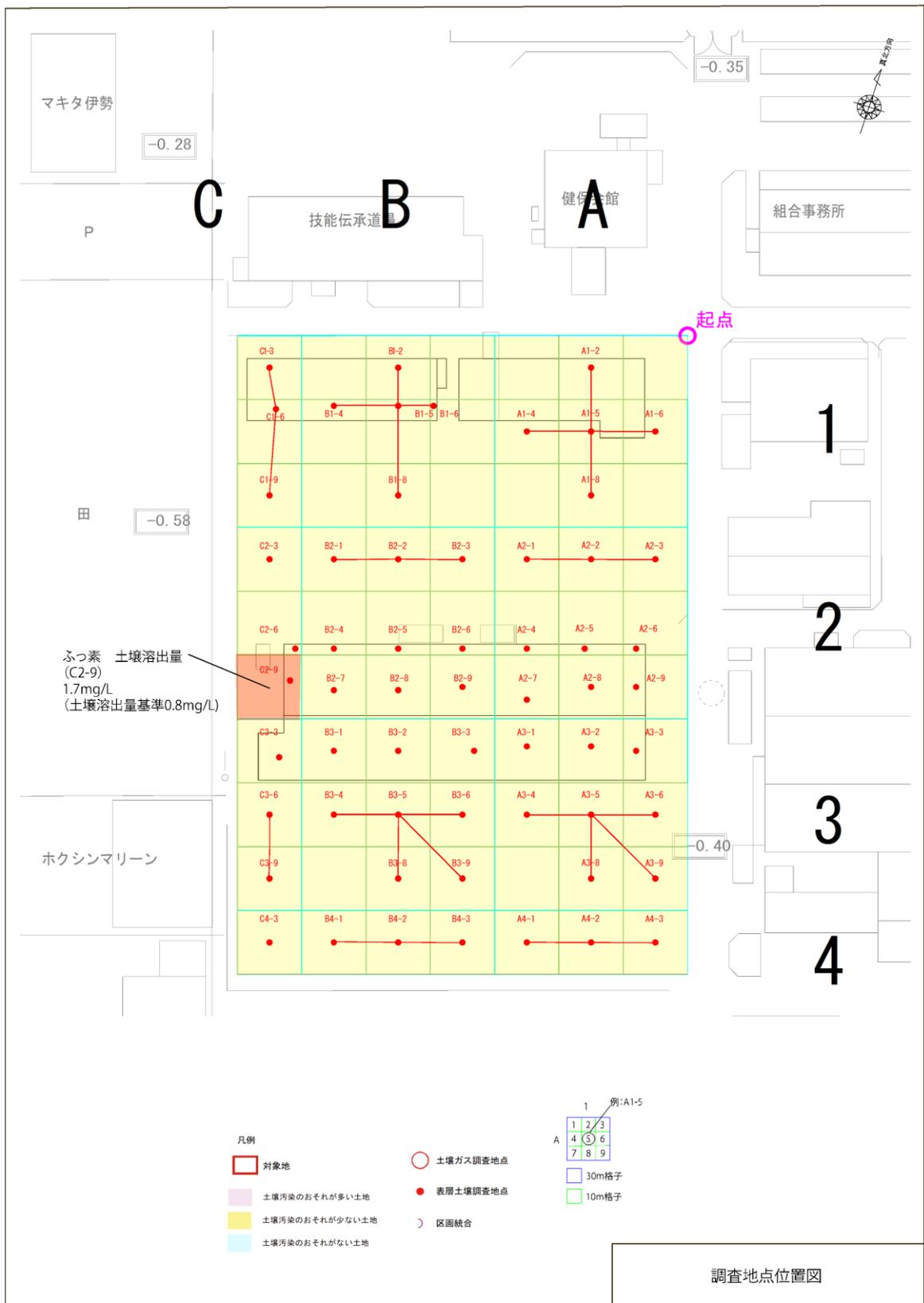
○ : 調査対象地

対象地案内図



○ : 水路南側の第二熱処理工場に係る土地
 ○ : 水路南側の駐車場及び給油所等に係る土地

調査対象地範囲図（公図合成図）

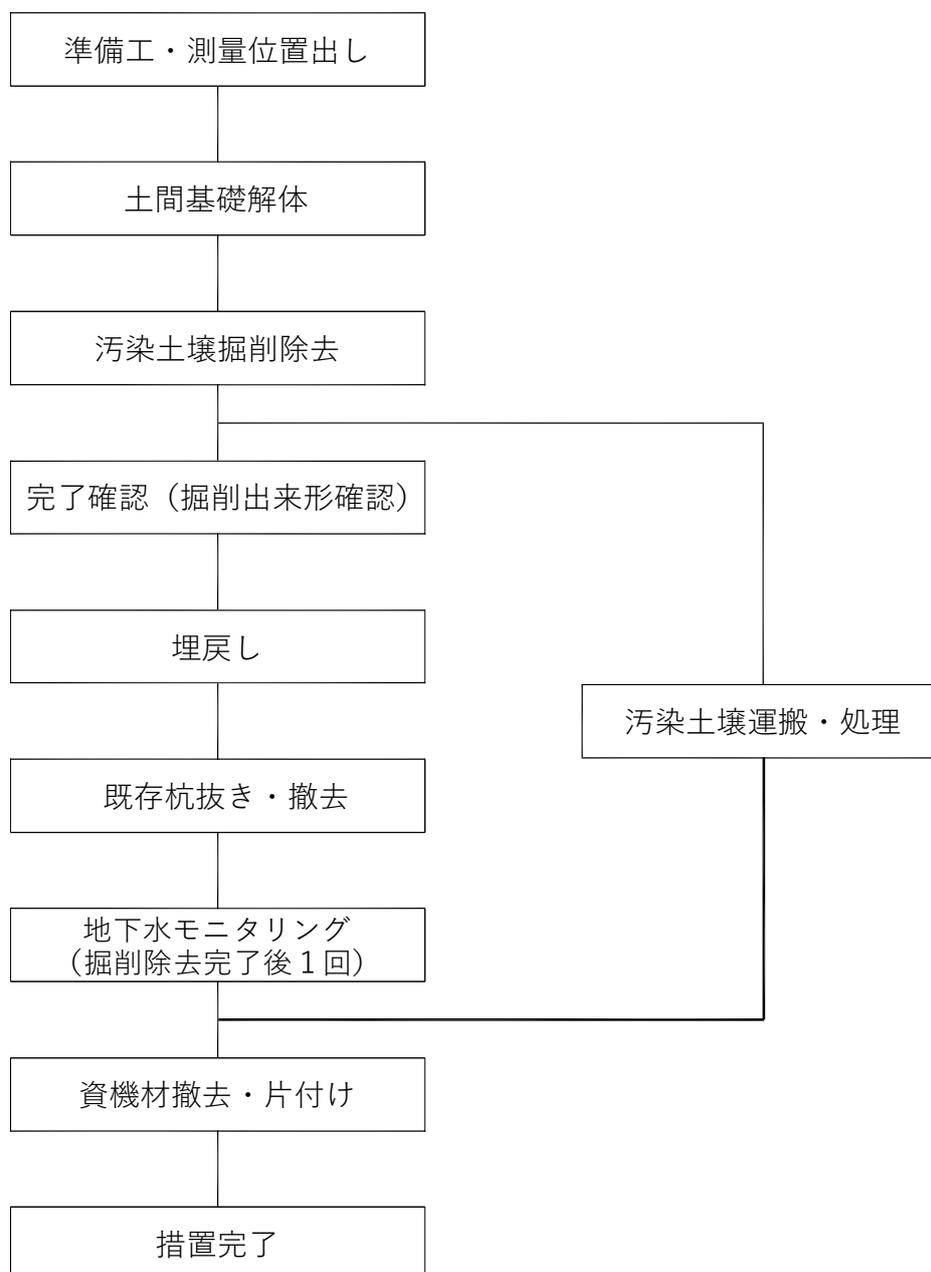


基準不適合が確認された単位区画

土地の形質の変更の施行方法等

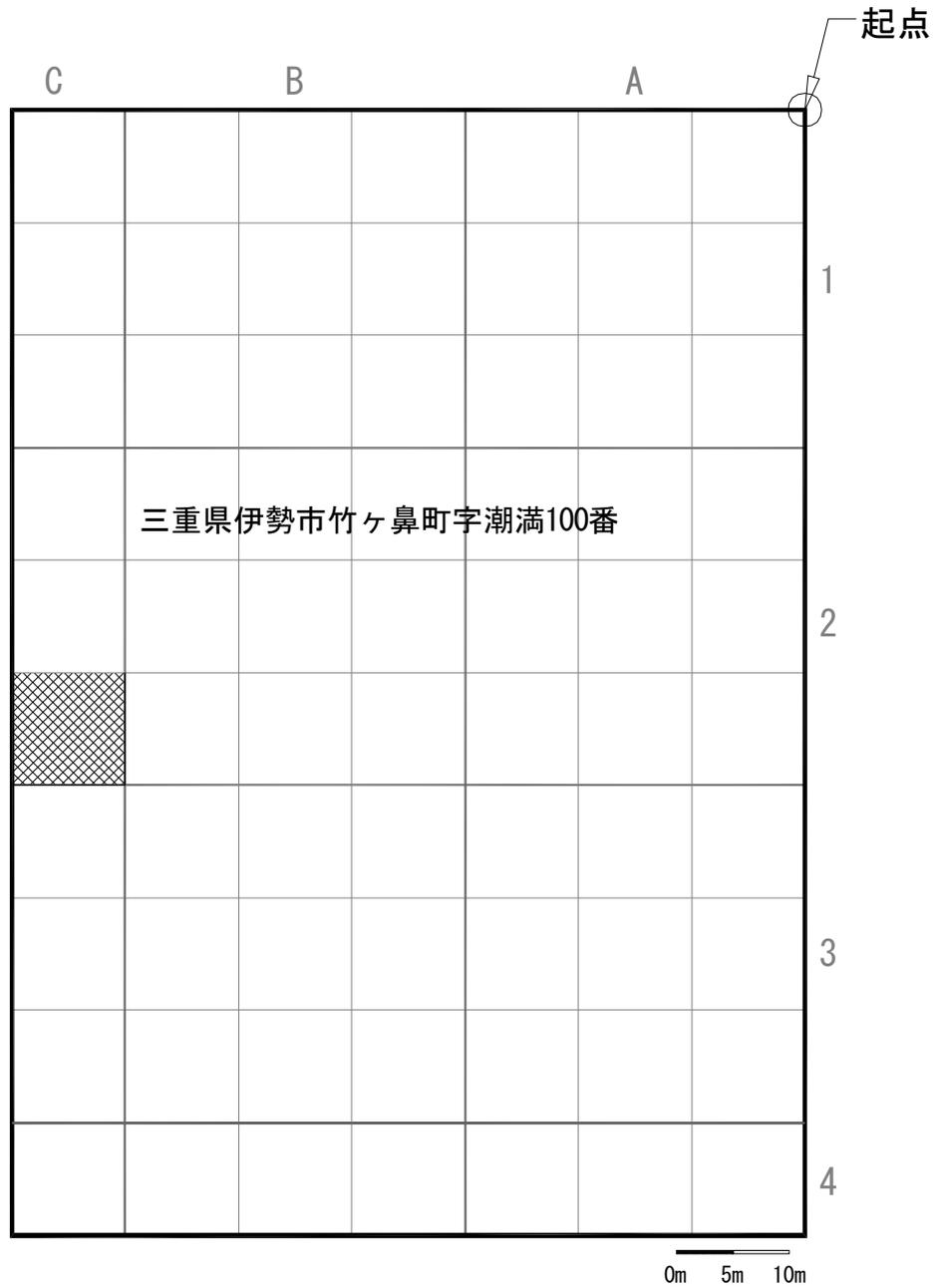
4.6 施工フロー図

以下に、本工事の施工フロー図を示す。



【施工フロー図】

別紙2 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面

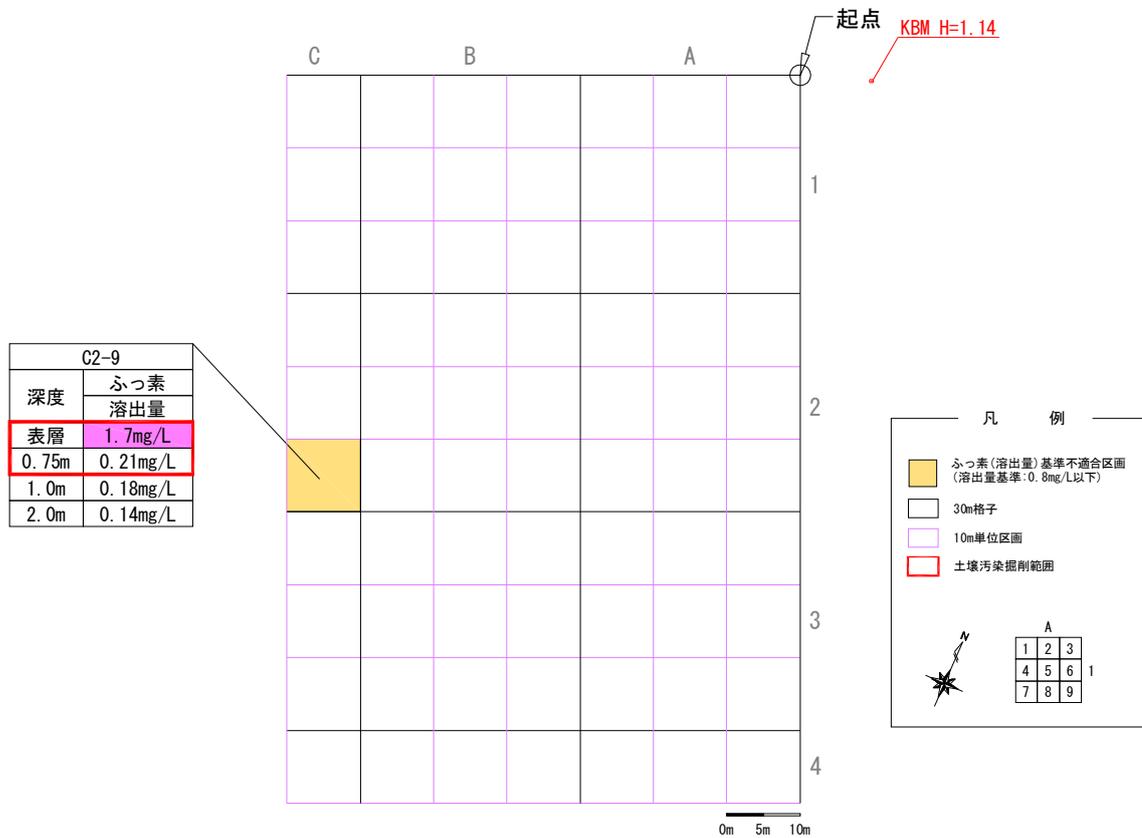


凡 例

	調査対象地		A										
	単位区画		<table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">1</td> <td style="padding: 2px 5px;">2</td> <td style="padding: 2px 5px;">3</td> <td rowspan="3" style="padding: 2px 5px; vertical-align: middle;">1</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">4</td> <td style="padding: 2px 5px;">5</td> <td style="padding: 2px 5px;">6</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">7</td> <td style="padding: 2px 5px;">8</td> <td style="padding: 2px 5px;">9</td> </tr> </table>	1	2	3	1	4	5	6	7	8	9
1	2		3	1									
4	5	6											
7	8	9											
	形質変更時要届出区域												

【土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした形質変更時要届出区域の図面】

別紙3 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面
 3.1 土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面



【土地の形質の変更をしようとする形質変更時要届出区域の状況を明らかにした図面】

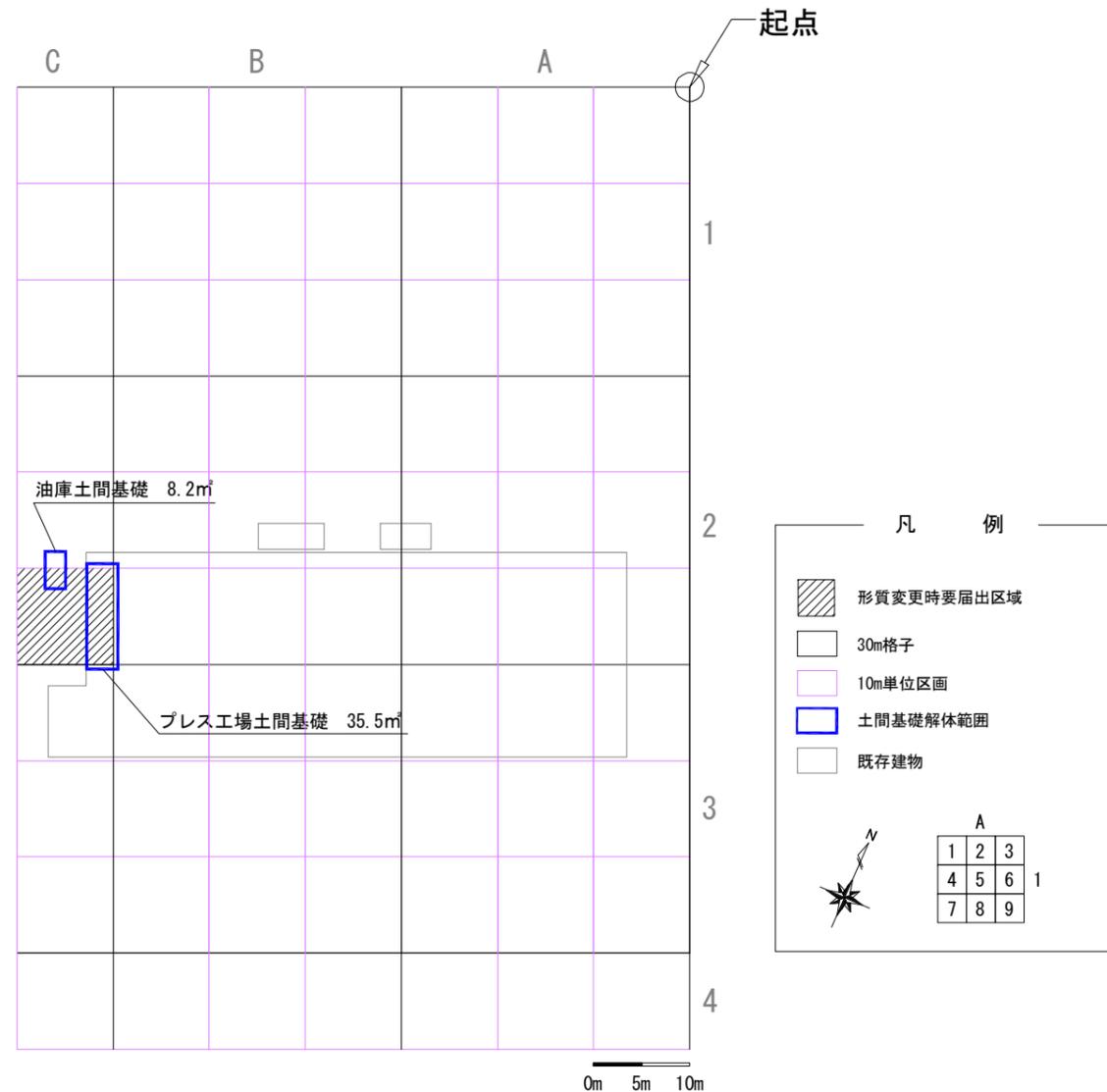
5.2 土間基礎解体

C2-9 区画において土間基礎及び、地中に埋設された基礎構造物を撤去する際には、測量にて位置出しを行い、白線やスプレー等にて明確に区画を表示し、解体に先立ち明示したラインをコンクリートカッター等により切断する。土間基礎解体の支障となる範囲に汚染土壌が存在する場合は、先行して汚染土壌を掘削・汚染土壌処理施設へ搬出する。

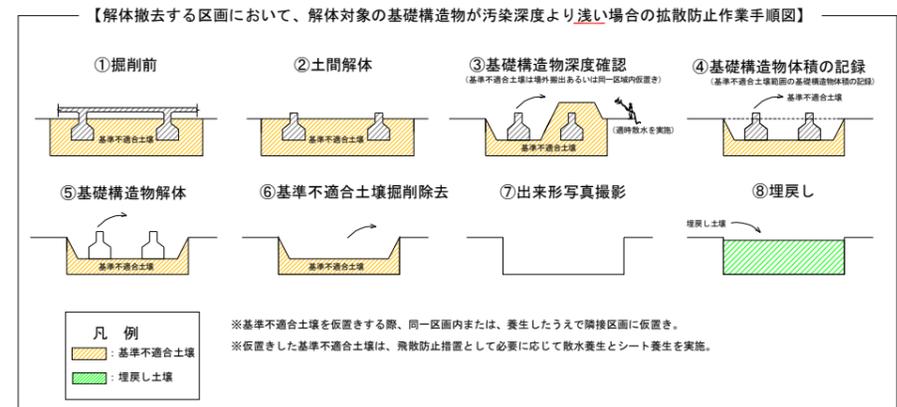
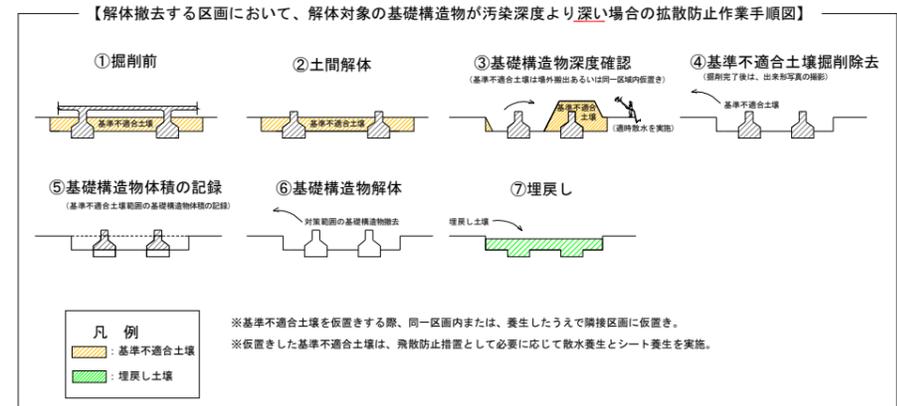
なお、やむを得ない場合は、同一区画内または、養生したうえで隣接区画（コンクリートあるいはアスファルト上）に仮置きする。基準不適合区画外への汚染土壌の侵食・飛散を防止するため、仮置きした汚染土壌に対して適時散水及びシート養生を行う。基礎構造物撤去時は、汚染の拡散がないよう慎重に作業し、撤去した基礎構造物に汚染土壌が付着している場合は、同一区画内でケレン・清掃により汚染土壌を払落とし、汚染の拡散を防止する。解体したコンクリートガラ・アスファルトガラ等は産業廃棄物として適正に処理する。

重機作業は、圧砕用アタッチメント装着機を使用する。なお、近隣に配慮しジャイアントブレーカーでの作業は行わない予定であるが、万が一使用する際は、近隣に配慮して極力まとめて作業し、ジャイアントブレーカーの使用期間を極力短くする。

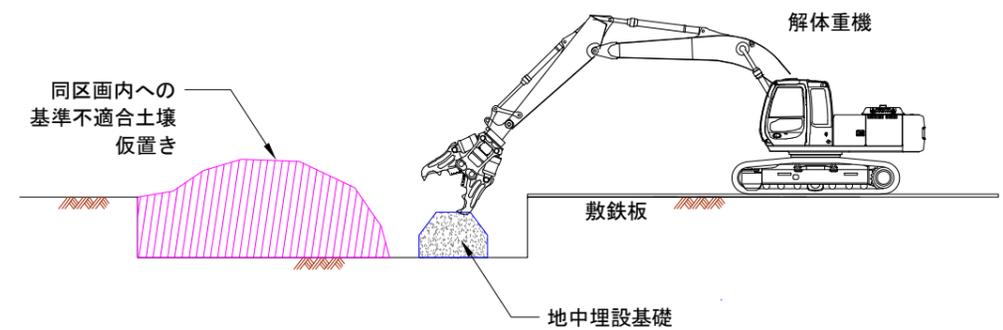
なお、本作業により溶出量汚染土壌が帯水層と接する場合は、釜場排水等にて地下水位を低下させたいうで施工を行い、汚染拡大防止を行う。



【平面図】



【作業手順】



【断面図】

5.3 汚染土壌掘削除去

汚染土壌の掘削は、確認されている汚染土壌の取り残しがないように、且つ慎重に行う。掘削作業中は、汚染土壌の飛散防止のために適時シート養生を行い、掘削面に入出入りする作業員及び管理者は、靴底についた汚染土壌を周囲に拡散させることがないように、汚染土壌が存在する単位区画内で靴底の土壌を払い落とす。

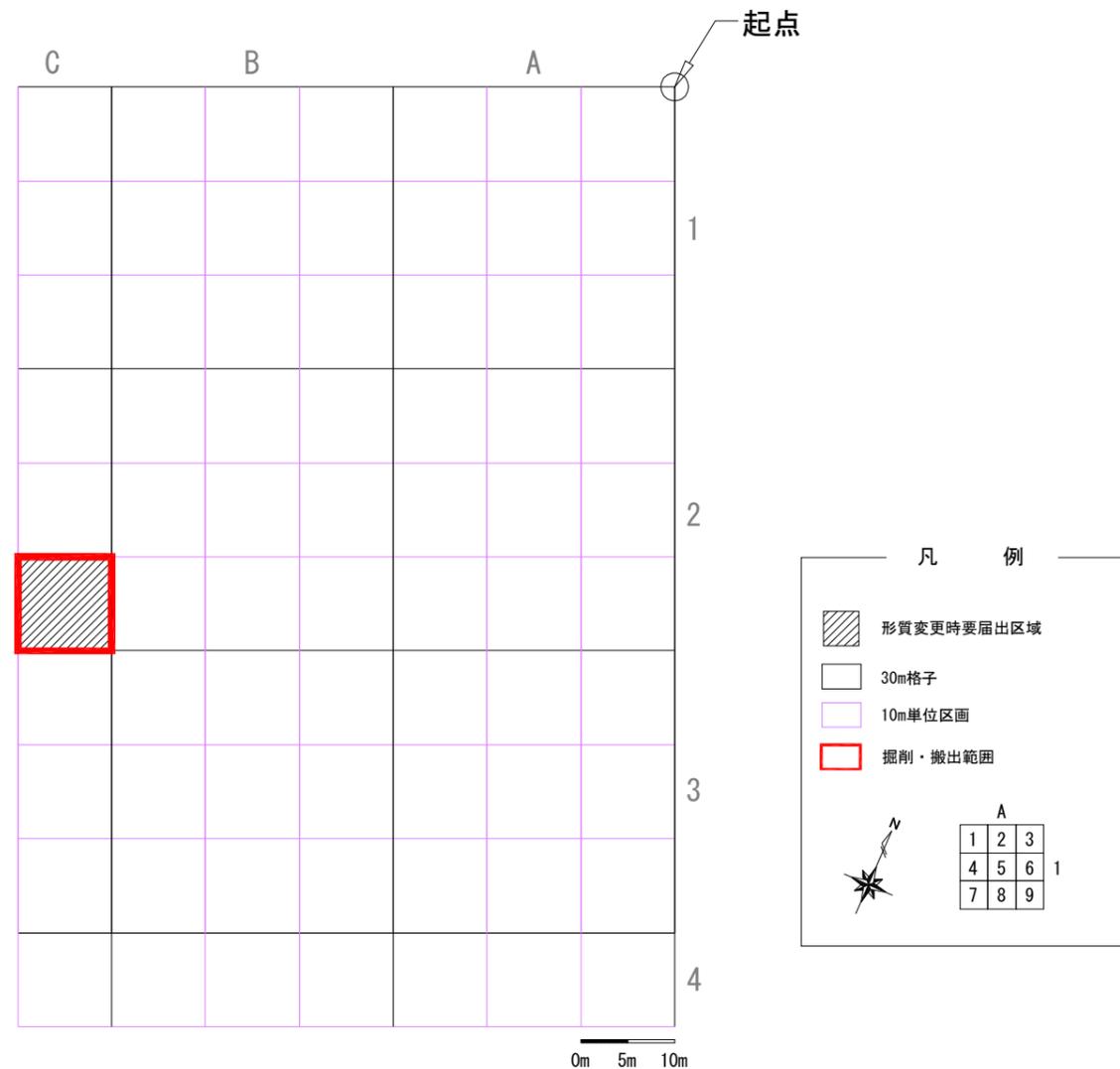
汚染土壌は、周囲へ汚染を拡散しないよう慎重にダンプトラックに直接積み込み、運搬を行う。汚染土壌の積み込み際には、積み込み機械のバケットからこぼれないように慎重に積み込むとともに、シート養生を行う。

積込んだ汚染土壌は速やかに汚染土壌処理施設まで運搬を行い、適切に処理を行う。(詳細は法16条を提出)

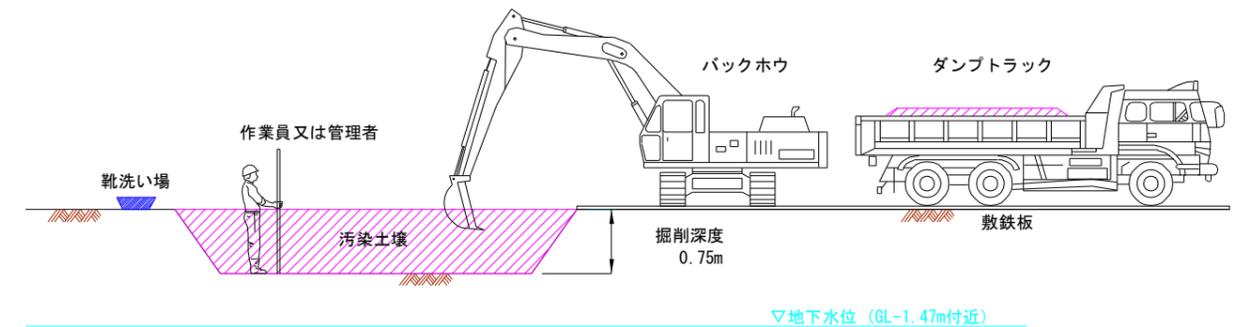
掘削中、降雨などにより溜まり水が発生する場合は、必要に応じて釜場排水を行う。釜場排水の水は、排水基準に適合していることを確認した上で排水する。

地下水位や水質に異常が見られた、あるいは異常のおそれが見られた場合、初期対応として速やかに工事を停止し、原因究明を行うとともに汚染拡大防止のために適切な対策を講ずる。地下水汚染の拡大が確認された場合は直ちに、工事を停止する。

掘削完了後は、掘削除去完了確認として、平面的且つ、深度的に汚染土壌の取り残しがないよう、掘削除去されたことを測量により掘削形状(幅、深度)を確認し写真に記録する。その後、埋戻しを行う。



【平面図】



【断面図イメージ(オープン掘削)】

5.7 既存杭引抜き・撤去

既存杭撤去は、汚染土壌を掘削除去し、埋戻し完了後に輪投げ工法による杭引き抜きを行う。施工方法は、杭頭部を掘削し、杭頭を出した後にケーシングを回転させながら既存杭と地盤との摩擦を切除し、摩擦切除後は既存杭にワイヤーを取り付け引き抜く。Appendix-12に基づき汚染の拡散がないように施工する。

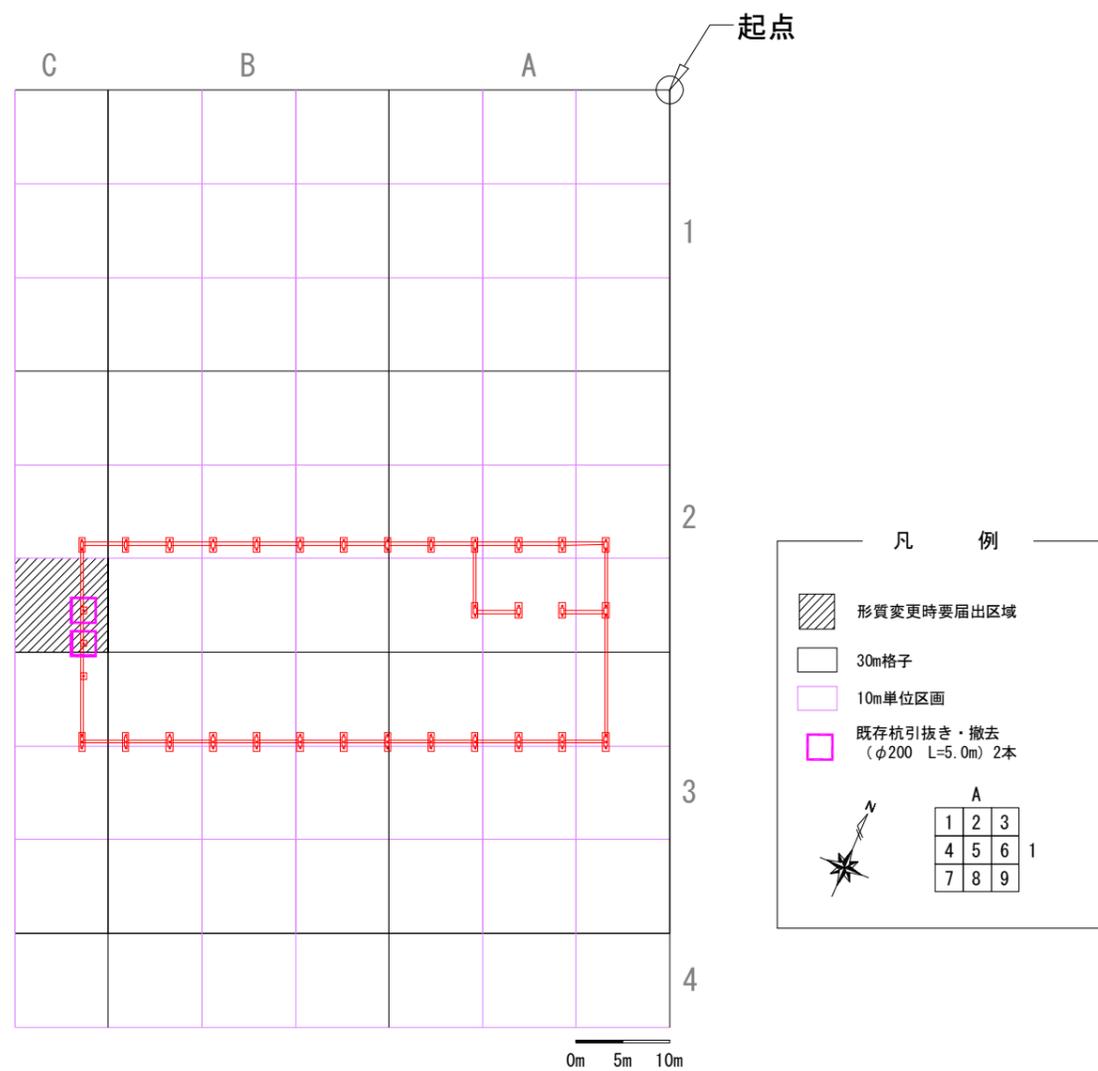
掘削中に地下水に触れる場合及び、降雨などにより溜まり水が発生する場合は、必要に応じて釜場排水等を行う。釜場排水等の水は、排水基準に適合していることを確認した上で排水する。既存杭引抜き時は先端杭穴部分からベントナイト安定液の充填を行う。ベントナイト安定液により掘削面に不透水性の膜（ベントナイトフィルム）を作り掘削面の通水と崩壊を防止する。

そのため、掘削内への地下水の流入がなくなり、帯水層との接触を防止できる。引抜き後は、品質を確認した山砂または流動化処理土で埋戻しを行う。

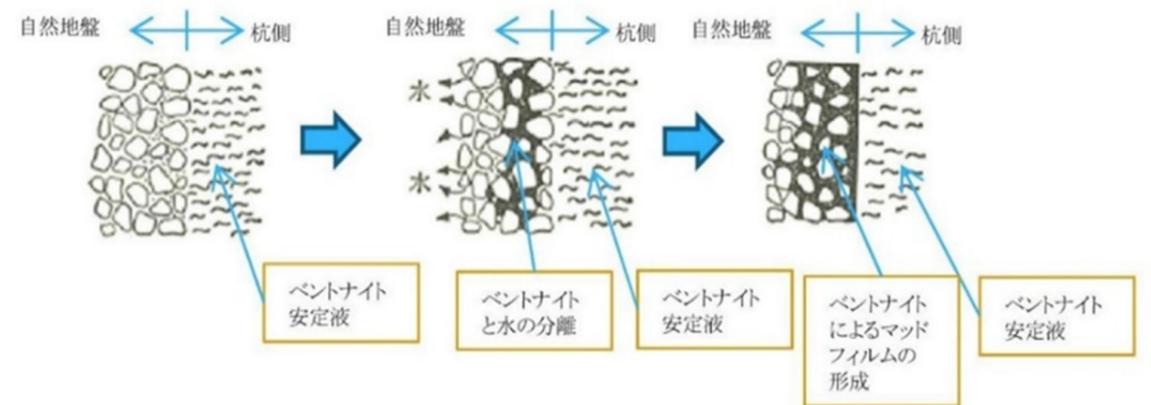
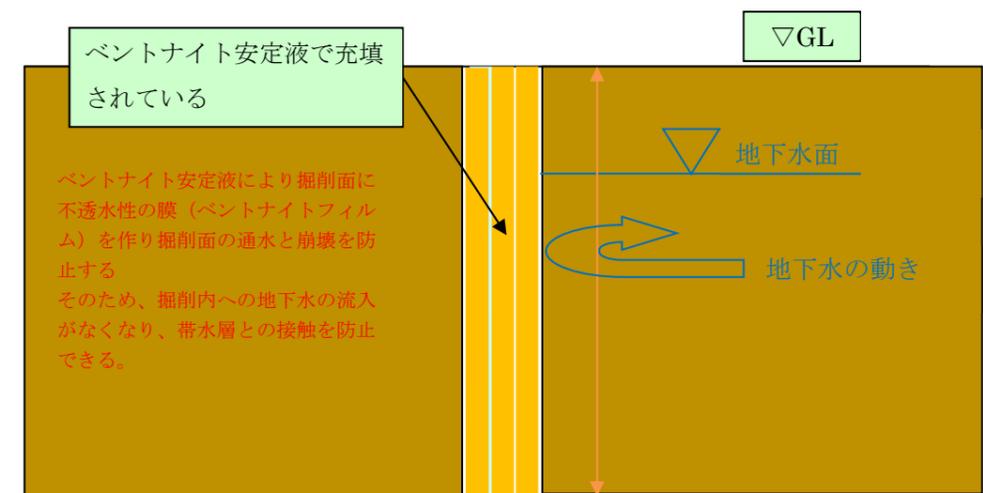
引抜いた既存杭は対象地内で破碎し、産業廃棄物として適切に処理する。

重機足元には敷鉄板を敷設する。

汚染区画に立入った者は区画を出る際には靴底の土壌を払い落とし、汚染の拡散防止を徹底する。次頁に、既存杭撤去要領図を示す。



【平面図】



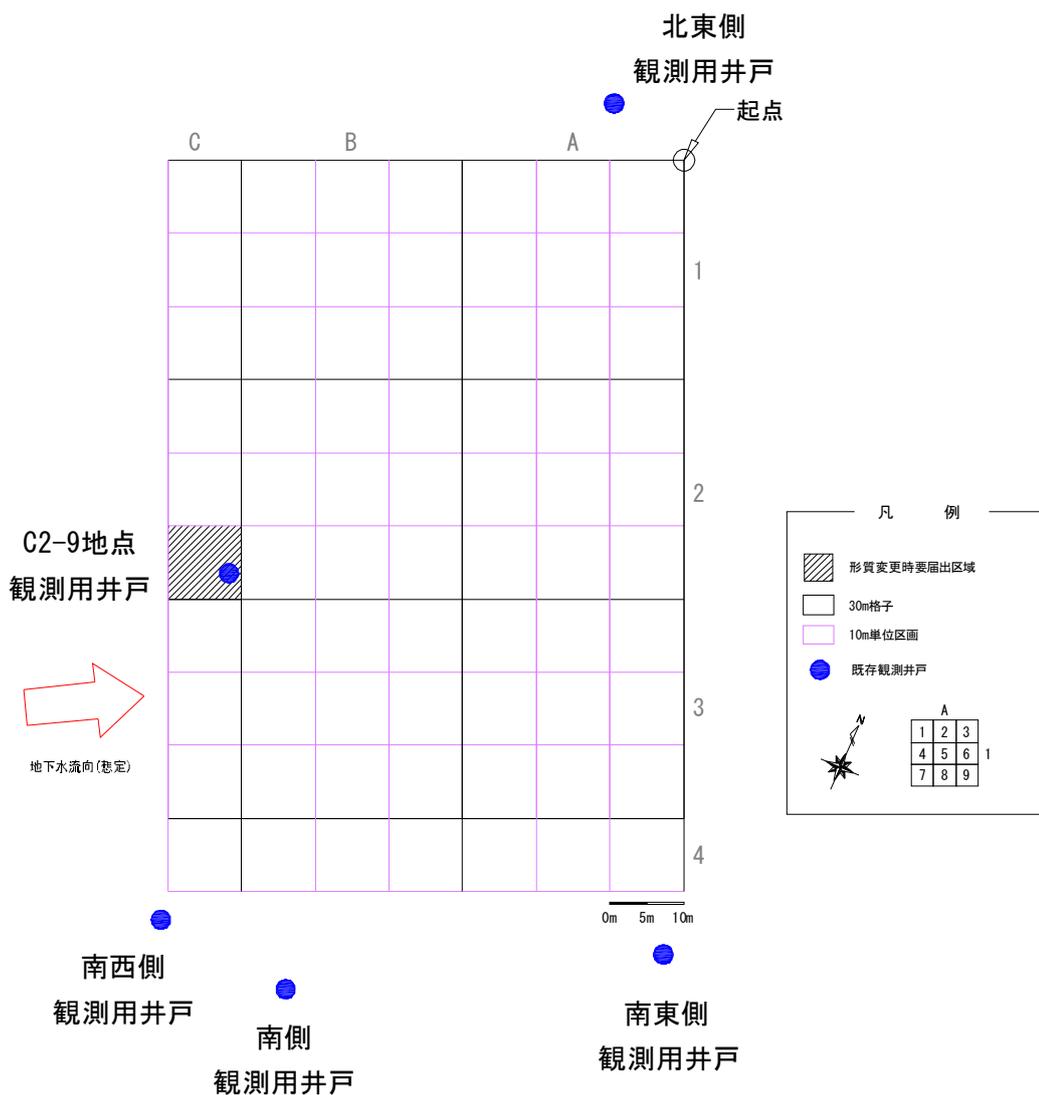
【地下水状況断面図】

5.8 完了確認（地下水モニタリング（完了時1回））

C2-9では、掘削除去完了後に、1回の地下水モニタリングを行い、地下水へ汚染の拡散がないことを確認する。

なお、地下水採取場所については、既存の観測井戸にて水位流向を確認した後に採取場所を確定する。

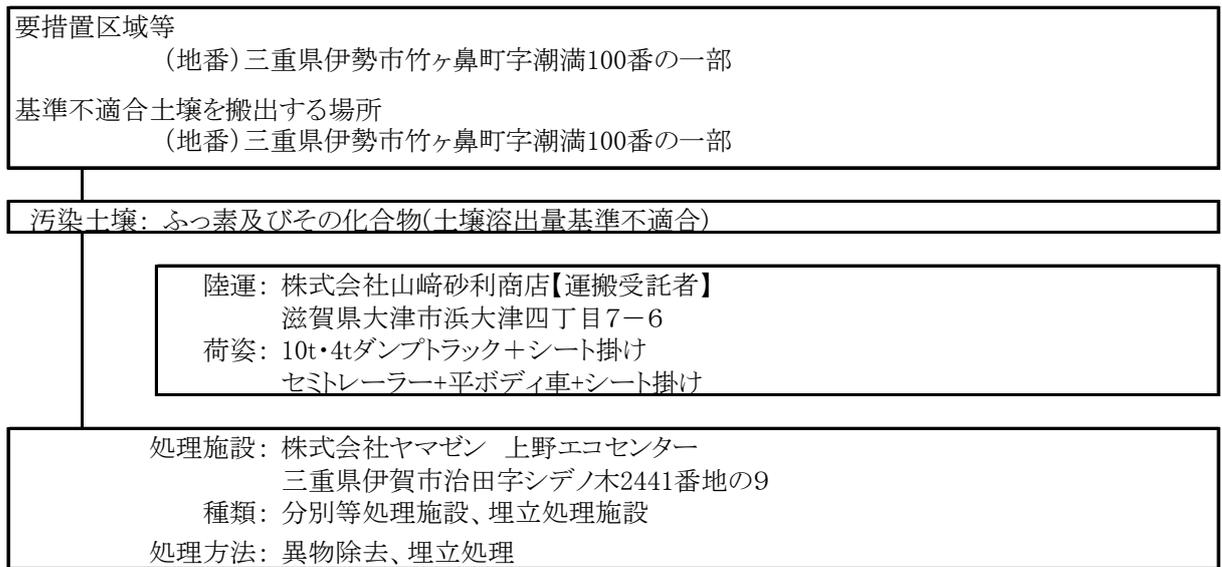
地下水モニタリングは、ボーリング孔内にスクリーンを取り付けたケーシングを挿入し、一時的な採水井戸とする方法にて地下水を採取し、当該地下水に含まれる特定有害物質の濃度を環境大臣が定める方法により測定し、地下水の状態を確認する。地下水試料採取方法等については、ガイドライン Appendix-7. 『地下水試料の採取方法』に基づき実施する。



【採水地点図】

別紙4 汚染土壌の運搬の方法

4.1 運搬フロー図



【運搬フロー図】

4.2 運搬体制

運搬受託者: 株式会社山崎砂利商店

協力会社及び使用する自動車等の一覧は別紙5のとおり